

小牧市教育委員会 教育情報セキュリティポリシー等の改定について

1. 目的

令和2年末に GIGA スクール構想による児童生徒1人1台端末の整備を終えて、令和3年1月から全小中学校において端末を活用した授業を開始したこと、また、令和3年12月に教育ネットワークを分離して教育情報セキュリティの強化を図ったことから、国の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和3年5月版）」を踏まえて、「教育情報セキュリティポリシー」と「実施手順」の見直しを行います。

2. 主な改定のポイント

(1) 教育情報セキュリティポリシー

① 教育ネットワークの分離

教育情報セキュリティ対策の強化を図るため、教育ネットワークを児童生徒の個人情報等を取り扱う「校務系」、学校ホームページの編集・保護者メールの送信など、インターネットを利用する校務等を行う「校務外部接続系」、教育活動において主に児童生徒が利用する「学習系」に分離することを規定しました。また、ネットワーク毎に、学校における情報資産の分類を整理しました。

② クラウドサービスの利用

クラウドサービスを安全・安心に利用するため、クラウドサービス提供者に事前に確認すべきセキュリティ対策（保管データの情報漏えい対策、不正プログラム対策、従業員の人的セキュリティ対策等）の取組状況を規定しました。

③ 児童生徒1人1台端末の管理

児童生徒1人1台端末のセキュリティ対策として、フィルタリングソフトによる不適切なウェブページの閲覧防止、セキュリティ設定・OSアップデート・学習用ツールのインストールなど端末設定を一元管理できる環境構築、盗難・紛失時の情報漏えい対策、学校における端末の活用ルールの制定、ID及びパスワード等の管理について規定しました。

(2) 教育情報セキュリティ実施手順

① 教育ネットワークの分離

「校務系」、「校務外部接続系」及び「学習系」それぞれのネットワークにおいて、利用可能ユーザーとその権限、接続可能端末、禁止事項（未承認ソフトウェアのインストール、「校務系」における外部電磁的記録媒体の使用等）について整理しました。

また、データサーバや校務支援システム、各種クラウドサービスへのアクセスについて、ユーザーごとに権限の有無を整理しました。

② クラウドサービスの利用

クラウドサービスへのデータ保存について、教育情報セキュリティポリシーに規定する情報資産の分類のうち、「校務系」に属する情報資産の保存は禁止し、「校務外部接続系」及び「学習系」に属する情報資産は、その内容・公開の可否などを踏まえて適切に判断する必要があることを規定しました。

また、教育委員会事務局と学校との間等におけるデータ共有の手段として、教育情報システム管理者（学校教育 ICT 推進室長）が指定するクラウドサービス（Microsoft365 の SharePoint, Teams）を利用できることを規定しました。

③ 児童生徒 1 人 1 台端末の管理

児童生徒 1 人 1 台端末は、校内及び校外（自宅への持ち帰り含む）において教育活動に幅広く活用することとし、教育情報セキュリティポリシーに規定した児童生徒 1 人 1 台端末におけるセキュリティ対策を遵守しつつ、各学校において、制定した児童生徒 1 人 1 台端末の活用ルールの周知を図りながら情報モラルの教育に努めることを規定しました。

④ グループウェア（校務支援システム）の配布文書

教育委員会事務局から学校長宛に発出する文書については、「個人連絡」ではなく「配布文書」により送信することを規定しました。

また、教育委員会事務局以外の職員等がグループウェアを使用する場合は、事前に教育情報セキュリティ・システム担当者（学校教育課管理指導主事）及び教育情報システム管理者（学校教育 ICT 推進室長）の許可を得なければならないことを規定しました。